

令和8年度 京都市立大宮小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校いじめ対策委員会について

いじめ対策委員会の設置

委員会名

大宮小学校いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・教頭・副教頭・教務主任・生徒指導主任・学年1名・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・全校児童への「いじめ対策委員会」の朝会での紹介
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

定例委員会は、毎月1回。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(4) 児童・保護者への周知

- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・いじめ防止基本方針の学校ホームページへの掲載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア. 学習環境の整備

- ・ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
(授業のスタンダードの掲示により学校全体のきまりを明示する)
- ・ ユニバーサルデザインを意識した教室内配置・掲示を学校として統一する。
- ・ 正門や校庭に花を増やし、明るい学校のイメージをもてるようにする。

イ. 授業改善

- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・ 学ぶ楽しさを実感できる授業を行い、全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・ 学級経営の充実を図り、達成感や生活規律と自己有用感を高めるような授業を構成する。
- ・ 授業の中でも生徒指導の4つの視点を意識した授業を進める。

ウ. 道徳教育、人権教育の充実

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 全校掲示板の割当を設定し、各学年で行った内容を全校で共有する。

エ. 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 12月の人権週間の際、「いじめ問題」について考えられるように、人権標語・スロガンを作成する。
- ・ 縦割り活動(異年齢集団の交流)を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ. 児童同士の絆づくり

- ・ 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・ 学校行事(スポーツフェスティバルや学習発表会)を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 地域の方とのかかわりを深め、道徳的価値の深まりを図る。

カ. 児童生徒へのはたらきかけ

- ・ いじめ対策委員会の存在を周知する。
- ・ 図書館に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・ 非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・ いじめアンケートやクラスマネジメントシート、教育相談を通して意見を出しやすくする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・いじめアンケートとクラスマネジメントシートの結果は実施後、早急に集計分析し、共有の質を上げるよう取り組む。
- ・重大事態、若しくは重大な事態へつなぐと危惧されることについては、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

・アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、12月に実施。なお、4～6年生については、クラスマネジメントシート（年2回実施）を活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

・教育相談の実施

児童自身や保護者に「教育相談」の設置を広報し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任のみに任せるのではなく、児童や保護者が話しやすい相手や環境を整え対応するようにする。また、アンケートの結果を把握し、児童生徒の多面的な観察に努め、担任外の教職員も関わって保護者と連携し、組織的に解決に向けて取り組む。

ウ 上記調査等の結果の検証

聞き取り等を確実にし、生徒指導主任が集約する。その後、生徒指導委員会で、検証及び対処を検討する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無、事実の確認について複数の教職員で聞き取り、被害児童の支援や加害児童への指導を行う。

また、学級風土の醸成として、問題が起こった時こそ、迅速に適切に対応し、その他の児童への指導とする。「いじめはゆるさない。」という学級、学校からのメッセージを被害児童と加害児童に伝えるだけでなく、全体への指導とする。

イ いじめが発覚したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、個人の対応とするのではなく、学年主任や生徒指導主任、管理職と連携し、情報を共有し対応する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い、再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

フローチャート図

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観 察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対 応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 基本的に複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る等、配慮しながら行う。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、できるかぎり記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校時、休み時間、清掃時間等、授業中以外の時間も、被害児童を見守る体制をできるだけ構築し、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けたふりかえり指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）に対する家庭訪問等を行うことで連絡を取り、事実関係と今後の指導方針を説明し、各家庭に必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3カ月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット上でのいじめは匿名性が高く、児童が行動に移しやすいなどの特性を教師が理解し、保護者と共に対応することを意識する。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」等で京都府警察等の他機関とも連携し、内容を他学年・保護者にも周知する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。

少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4） 教職員の資質能力向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見・関係機関や保護者との連携に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・生徒指導研修会時に重点的に実施する。
- ・内容は、「大宮小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」「学級経営と人権指導」等

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や「大宮小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・授業参観日において非行防止教室を実施し、保護者にも考える題材とし、共に考えていく関係を築く。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・PTAとの連携のもと、中学校ブロックでも連携しいじめ問題や「大宮小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるため、家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・中学校ブロックを巻き込んだ地域生徒連絡協議会、地域家庭教育学級において保護者や地域での声かけ、観察をより一層充実する必要があることを周知する。
- ・西賀茂中ブロックで人権標語作成の取組をし、ポスターを学校や地域に掲示し、児童生徒だけでなく保護者地域への啓発とする。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法・京都市いじめの防止等に関する条例を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しや予定の変更を行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修会目標、方針の共通理解と年間研修計画の提案 ○いじめ防止等のための取組や研修の方針や年間計画の作成と共通理解 ○いじめ対策委員会 ①・校内体制の確認と初動について ・昨年度からのいじめについての共有認識 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の決まりの周知 ○大宮小学校いじめ対策委員会メンバーの周知 		<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○学校運営協議会
5	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修会学級経営における具体的な手立てと取組について 	<ul style="list-style-type: none"> ○憲法月間の取組 ○縦割り活動のグループ作り及び顔合わせ ○1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーの紹介と教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だより、ホームページでの啓発（周知） ○個人懇談会

	○いじめ対策委員会 ②・学級内のいじめの兆候の有無の確認と学級を開くことの計画			
6	○いじめ対策委員会 ③・いじめ問題への積極的生徒指導の有無と対策	○縦割り遊び	○いじめ記名式アンケート実施 ○クラスマネジメントシート実施	
7	○いじめ対策委員会 ④<Ⅰ期のまとめ>・いじめ事象の共有と組織的対応(いじめ対策委員会)	○縦割り遊び	○学校評価 ○教育相談週間	○個人懇談会
8	○いじめ対策委員会 ⑤<Ⅱ期の方針>・いじめに関するアンケート等の分析と対策			
9	○いじめ対策委員会 ⑥・学校行事における全校的対応について共有	○縦割り遊び		
10	○いじめ対策委員会 ⑦・いじめ対策委員会の効果と計画的運用	○スポーツフェスティバル(運動会)		○学校運営協議会での説明と評価
11	○いじめ対策委員会 ⑧休み時間の児童の動き(いじめの早期発見)について対策を検討する	○縦割り遊び	○クラスマネジメントシート実施	
12	○いじめ対策委員会 ⑨<Ⅱ期のまとめとⅢ期の対応>	○人権週間の取組	○いじめ記名式アンケート実施	○学校だより、ホームページでの啓発 ○個人懇談会 ○家庭教育学級(変更有)
1	○生徒指導研修会 ・児童の変容、成果と課題 ・いじめに関するアンケート等の分析と対策 ○いじめ対策委員会 ⑩	○縦割り遊び	教育相談週間	○子育て講座(変更有)

	・学校行事においての積極的生徒指導			
2	○いじめ対策委員会 ⑪ ・いじめ対策委員会から見た学級経営		○学校評価	○学級懇談会
3	○いじめ対策委員会 ⑫<学校いじめ防止プログラム及びいじめ防止基本方針の見直し>	○縦割り活動（卒業メダル作り） ○6年生を送る会		○学校運営協議会での説明と評価
<p>◎年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p>				